

令和7年9月29日

公 告

陸上自衛隊湯布院駐屯地
業務隊長 山下 雄 二

陸上自衛隊湯布院駐屯地及び陸上自衛隊日出生台演習場において、展示即売店を設置し経営を行う業者を下記のとおり募集します。

記

1 設置場所及び募集業種

(1) 設置場所

- ア 大分県由布市湯布院町川上941 陸上自衛隊湯布院駐屯地厚生センター内
- イ 大分県玖珠郡玖珠町日出生 陸上自衛隊日出生台演習場廠舎地区

(2) 募集業種

ア 陸上自衛隊湯布院駐屯地

食料品(キッチンカー、ファーストフード系、パン等)、スポーツ用品、眼鏡用品、衣料品、趣味用品とし、自衛隊内における展示即売会にふさわしくないもの及び常設売店と競合する商品は除く。

イ 陸上自衛隊日出生台演習場廠舎地区

食料品とし、自衛隊内における展示即売会にふさわしくないもの及び常設売店と競合する商品は除く。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格(全省庁統一参加資格)又は同等の資格を有すること。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者へ委託することなく、全てを自社で遂行できること。
- (3) 法令等の規定による営業に係る許可が必要な場合は、許可を有していること。
- (4) 暴力団及び暴力団員でないこと。また、暴力団と関与していないこと。
- (5) 暴力団排除に関する「誓約書」を提出できること。

3 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置

4 募集要項の配布

(1) 期 間

令和7年9月29日(月)～令和7年10月7日(火)
平日午前9時から午後3時まで

(2) 配布場所及び問い合わせ先

大分県由布市湯布院町川上941
陸上自衛隊湯布院駐屯地業務隊厚生科(担当:菊池)
電話 0977(84)2111(内線326)

5 その他

細部内容は、募集要領及び仕様書による。

募 集 要 項

1 概 要

陸上自衛隊湯布院駐屯地及び陸上自衛隊日出生台演習場廠舎地区において、隊員及び来隊者等の利便性を確保するため、展示即売店の設置及び経営業者を以下に記載する諸条件で募集する。

2 設置場所及び募集業種

(1) 設置場所

- ア 大分県由布市湯布院町川上941
陸上自衛隊湯布院駐屯地厚生センター内
- イ 大分県玖珠郡玖珠町日出生
陸上自衛隊日出生台演習場廠舎地区

(2) 募集業種

- ア 陸上自衛隊湯布院駐屯地
食料品(キッチンカー、ファーストフード系、パン等)、スポーツ用品、眼鏡用品、衣料品、趣味用品とし、自衛隊内における展示即売会にふさわしくないもの及び常設売店と競合する商品は除く。
- イ 陸上自衛隊日出生台演習場廠舎地区
食料品とし、自衛隊内における展示即売会にふさわしくないもの及び常設売店と競合する商品は除く。

3 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格(全省庁統一参加資格)又は同等の資格を有すること。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者へ委託することなく、全てを自社で遂行できること。
- (3) 法令等の規定による営業に係る許可が必要な場合は、許可を有していること。
- (4) 暴力団及び暴力団員でないこと。また、暴力団と関与していないこと。
- (5) 暴力団排除に関する「誓約書」を提出できること。

4 設置条件

(1) 設置条件

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置

(2) その他

別添仕様書のとおり

5 応募手続き等

(1) 申請書等の提出

設置希望者は、下記に示す書類を期限までに持参又は郵送して下さい。なお、提出された書類は返却しません。

ア 提出書類

- (7) 申請書 1部(別紙第1-1もしくは別紙第1-2)

(イ) 企画提案書 30部 (別紙第2)

※以下の事項を必ず記載

- a 主な販売予定商品・販売価格表 (別紙第3)
- b 従業員管理 (身元管理、健康管理等) 及び人員配置
- c クレーム・要望等及び事故・トラブル時対処方法
- d 防衛省における営業方針
- e 会社概要
- f その他のアピールポイント
- g 出店希望日及び希望区画 (別紙第4)

(ウ) 企画提案書付属書類 30部

販売商品カタログ、その他企画提案書の具体的資料等 (日本工業規格A4)

(エ) その他関係書類各1部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出して下さい。(関係書類の不備又は参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効となります。)

- a 業務確約書 (別紙第5)
- b 戸籍抄本 (法人である業者は、登記簿謄本)
- c 営業経歴書、財務諸表 (直近のもの)
- d 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書
- e 会社概要 (任意様式、パンフレット可)
- f 印鑑証明書
- g 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し

(注) 防衛競争参加資格 (全省庁統一資格) を有する者に限り「資格決定通知書」の写しをb、c及びdに定める書類に代えることができる。

イ 提出先

大分県由布市湯布院町川上941

陸上自衛隊湯布院駐屯地厚生科 (担当: 菊池)

電話 0977 (84) 2111 (内線326)

ウ 提出期限

令和7年10月17日 (金) 午後3時まで (郵送の場合は、当日消印有効)

6 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。

7 業者の決定

別途通知

8 業者決定後の提出書類

展示即売会の業者として決定されたものは、下記の提出書類を持参して下さい。

- (1) 国有財産使用許可申請書
- (2) 誓約書

駐屯地

申 請 書

令和7年 月 日

陸上自衛隊湯布院駐屯地業務隊長 殿

本社(店)所在地
商号又は名称
代表者の氏名

印

法人・個人の別 法人 ・ 個人
担当者氏名：
電 話：
F A X：

大分県由布市湯布院町川上941に所在する陸上自衛隊湯布院駐屯地において、展示即売店を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

演習場

申 請 書

令和7年 月 日

陸上自衛隊湯布院駐屯地業務隊長 殿

本社(店)所在地
商号又は名称
代表者の氏名

印

法人・個人の別 法人 ・ 個人
担当者氏名：
電 話：
F A X：

大分県玖珠郡玖珠町日出生に所在する陸上自衛隊日出生台演習場廠舎地区において、展示即売店を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

企画提案書

会社名:

ア 主な販売予定商品・販売価格表（別紙第3）
イ 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置（200字以内）
ウ クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法（200字以内）
エ 防衛省における営業方針（200字以内）

オ 会社概要

- (1) 本社所在地
- (2) 設立年月日
- (3) 資本金
- (4) 社員数
- (5) 店舗数
- (6) 売上高

カ その他のアピールポイント（200字以内）

キ 出店希望日及び希望区画（別紙第4）

出店希望日・希望区画

月	希望日数	希 望 日	希望区画 (厚生センター内のみ)
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

※ 厚生センター内での展示即売会を希望される場合は、付紙「展示即売店配置図」を参照し、希望区画の数字を記入して下さい。日出生台演習場廠舎地区での展示即売会設置場所については、こちらで指定させていただきます。(1区画 44 m² (8.8m×5m) 以内)
なお、出店希望日に沿うことが出来ない場合がありますので、ご了承下さい。

業務確約書

令和7年 月 日

陸上自衛隊湯布院駐屯地業務隊長 殿

「陸上自衛隊湯布院駐屯地又は陸上自衛隊日出生台演習場廠舎地区における展示即売店の設置及び経営の業務」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約致します。

本社(店)所在地
商号又は名称
代表者の氏名

印

法人・個人の別 法人 ・ 個人
担当者氏名：
電 話：
F A X：

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

仕 様 書

1 業務内容

展示即売店の設置及び経営

2 設置場所

陸上自衛隊湯布院駐屯地又は陸上自衛隊日出生台演習場廠舎地区

3 相手方の決定

本業務を行う者については、陸上自衛隊湯布院駐屯地業務隊長（以下、「甲」という。）が決定する。

4 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者は、展示即売店の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 国有財産の使用許可は、九州防衛局長（以下、「乙」という。）が行う。
- (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
 - ア 国が使用財産を使用するとき。
 - イ 国有財産の使用許可の相手方（以下、「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。
- (4) 使用許可期間が満了したとき、又は前項により使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。
ただし、使用許可が継続された場合は、この限りではない。また、この場合丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

5 丙の資格

丙は、応募資格に加えて以下の条件を満たしていること。

- (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (2) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (3) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

6 国有財産使用料

丙は、乙に展示即売店の設置に係る面積及び日数に応じた国有財産使用料を支払うこと。また、国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納すること。

7 業務期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日の間のうち、甲と丙が協議して決定する日とする。

8 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

9 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

10 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において展示即売店を管理し、火災、盗難の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

11 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲及び乙に対して速やかに報告すること。

12 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下、「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

13 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

14 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、3ヶ月前に甲及び乙に通知し、甲及び乙の指示に従い解除することができる。

15 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (3) 展示即売店の設置、移設及び撤去にかかる費用は、丙の負担とする。また、当該作業の遂行にあたっては、担当職員の指示に従うこと。

- (4) 丙は、本業務に要する光熱水料のほか、利用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。
- (5) 販売商品の選定にあたり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、担当職員の指示に可能な限り従うものとする。
- (6) 営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、丙は営業許可を取得した後、販売すること。
- (7) 丙は、商品の瑕疵等について利用者又は担当職員から連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (8) 丙は、各日の設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (9) 丙は、売上金額を翌月10日までに、また会計年度における本業務に関する収支計算書を翌年5月末日までに担当職員に提出すること。
- (10) 丙は、本業務の従事者にかかる書類（履歴書（写し））、その他担当職員の指示する書類を担当職員に提出しなければならない。
- (11) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び丙の間で協議する。